

南相馬市条例第 号

南相馬市水産業共同利用施設設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)

第244条第1項の規定に基づき、水産業の振興と漁業者の経営の安定を図るため、南相馬市水産業共同利用施設(以下「施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
南相馬市漁船保全修理施設	南相馬市鹿島区烏崎字牛島3 55番地1

(事業)

第3条 施設は、次の事業を行う。

- (1) 漁船の修理等に関すること。
- (2) 施設の利用に関すること。
- (3) その他施設の設置の目的を達成するために必要な事業

(休業日)

第4条 施設は、無休とする。ただし、指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休業日を定めることができる。

(利用時間)

第5条 施設の利用時間は、午前8時から午後5時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、利用時間を変更することができる。

(利用の許可)

第6条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 指定管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする際にその利用について条件を付することができる。

(利用の制限等)

第 7 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備器具（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

(利用許可の取消し等)

第 8 条 指定管理者は、施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可の条件を変更し、利用を停止させ、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 法令に違反する行為を行ったとき。
- (2) この条例又この条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用の目的が前条各号のいずれかに該当することが判明し、又は該当する理由が発生したとき。

2 前項の規定により、利用者が損害を受けることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(目的外使用等の禁止)

第 9 条 利用者は、施設若しくは設備器具の利用の許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(造作等の制限)

第 10 条 利用者は、施設を利用するために特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第 11 条 利用者は、施設の利用が終了したとき、又は第 8 条第 1 項の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者又は市においてこれを執行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第 1 2 条 指定管理者及び利用者は、故意又は過失により施設等を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害額を市に賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第 1 3 条 市長は、指定管理者に施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理者の公募)

第 1 4 条 市長は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときには規則で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募しなければならない。ただし、施設の適正な管理を確保するため市長が特に認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の業務の範囲)

第 1 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 施設の管理及び運営に関する業務
- (2) 第 3 条各号に掲げる事業に関する業務
- (3) 施設の利用許可等に関する業務
- (4) 利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営上市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手續)

第 1 6 条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) サービスの向上を図ることができるものであること。
- (3) 施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (4) 施設の管理を安定して行うための物的能力及び人的能力を有

するものであること。

(5) 業務上知り得た個人情報（南相馬市個人情報保護条例（平成18年南相馬市条例第23号）第2条第1号で規定する個人情報。以下同じ。）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。

(6) その他公の施設の性質又は目的に応じて市長が定める基準（指定管理者の指定等の公告）

第17条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したとき、又は第22条第1項の規定により、指定の取消し若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

（管理の基準）

第18条 指定管理者は、次に掲げる基準により、施設の管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) この条例の規定を遵守し、適正な施設の運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと。
- (3) 個人情報の漏えいの防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (4) 施設等の維持管理を適切に行うこと。

（協定の締結）

第19条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と施設の管理に関し、規則で定める事項を記載した協定を締結しなければならない。

（事業報告書の作成及び提出）

第20条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第22条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項
- (2) 利用料金の収入の実績に関する事項
- (3) 管理経費の収支状況に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による施設の管理の

実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項
(業務報告の聴取等)

第21条 市長は、施設の管理の適正を期するため必要と認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第22条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又はその他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者による施設の管理を継続できないと認めるときは、その指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金の納付等)

第23条 利用者は、指定管理者に対し、利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、後納とすることができる。

(利用料金の収入)

第24条 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の不返還)

第25条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い等)

第26条 指定管理者及び施設の管理の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、南相馬市個人情報保護条例第10条に規定する受託者等の責務を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た秘密を他に

漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(市長による管理)

第27条 第4条から第8条まで、第10条から第12条まで、第15条、第23条、第25条及び別表の規定は、指定管理者に代わって、市長が施設の管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第4条中「指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要と認めるときは」と、第5条中「指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要と認めるときは」と、第6条から第8条第1項まで中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第10条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条第2項中「指定管理者又は市」とあるのは「市」と、第12条中「指定管理者及び利用者」とあるのは「利用者」と、第15条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第23条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする」とあるのは「額とする」と、第25条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第23条関係）

区 分	上 架 (1 回 当 た り)	洗 浄 機 (1 回 当 た り)
総トン数3トン未満	3 , 4 0 0 円	5 , 1 0 0 円
総トン数3トン以上 5トン未満	4 , 5 3 0 円	6 , 2 3 0 円
総トン数5トン以上	5 , 6 7 0 円	7 , 3 7 0 円